

利用料返還補助金の手続きについて (放課後児童健全育成事業所用)

横浜市こども青少年局 放課後児童育成課

令和2年6月

【令和2年6月2日 更新】

目次

I	概要	3
2	補助対象事業所	3
3	補助対象期間	3
4	補助対象経費	3
5	補助基準額	4
6	補助額（返還額）の計算方法	4
7	補助金申請手続き	6
8	請求書の提出	8
9	補助金交付決定	8
10	利用者への利用料返還	8
11	実績報告	9
12	補助金額確定通知書	9
13	戻入金の納付依頼	10
I	利用料返還の流れ	11
II	記載例	12
III	FAQ（よくあるご質問）	15

1 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、横浜市の要請等により放課後児童健全育成事業所（以下、「クラブ」という。）の利用を自粛[※]した利用者に対して、利用料を返還する費用について、横浜市が補助をします。

※ 「利用を自粛した」とは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 本市からクラブの利用を控えるよう文書でお願いしたことによって、利用しなかった場合
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、クラブを休止したことによって利用ができなかった場合

2 補助対象事業所

本補助金の対象は、次の要件をどちらも満たすクラブです。

- (1) 横浜市に「放課後児童健全育成事業所開始届」を提出し、令和2年4月8日から令和2年6月14日の間においてクラブを運営している運営主体であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、横浜市の要請等により、令和2年4月8日から令和2年6月14日の間においてクラブの利用の自粛をした利用者に対し、利用料の返還を行う（又は行った）こと（当該利用者から利用料の受領をしていない場合も含む）。

3 補助対象期間

令和2年4月8日^{※1}から6月14日^{※2}

※1 本市から4月8日以降、保護者の皆様に対して、家庭で過ごすことが可能な場合には、利用を控えていただくようお願いしています。

4月7日以前は、横浜市から利用自粛を要請していないため、補助の対象とはなりません。

※2 終了日は、緊急事態宣言や今後の感染拡大の状況等を踏まえ、変更する場合があります。その場合は、改めてお知らせします。

4 補助対象経費

横浜市からの要請等に基づき利用の自粛を行った利用者へ、返還した利用料です。

ただし、補助対象となるのは、保育料のみで、実費相当負担分の費用（おやつ代・教材費等）は対象外です。

5 補助基準額

上限 日額 500 円(1人当たり)

6 補助額(返還額)の計算方法

$$\text{日額保育料}^{\ast 1} \times \text{利用しなかった日数}^{\ast 2} = \text{補助額(返還額)}^{\ast 3}$$

※1【日額保育料】

4月～6月の各月ごとに、以下のとおり算定します。

$$\text{①「月額保育料(実費分除く)」} \div \text{②利用予定日数} = \text{③日額保育料(上限 500 円)}$$

- ▶ 「①月額保育料」は、新型コロナウイルス感染症等の影響により利用しなかった日を考慮せず、通常どおり利用する場合の金額となります。なお、各種減免を適用している場合は、減免後の金額としてください。
- ▶ 「②利用予定日数」は、入会・継続利用申込み時等に決めた月全体(各月1日～末日)の利用予定日となります。

※2【利用自粛等により利用しなかった日数】

「②利用予定日数」のうち、4月8日～6月14日の間で利用しなかった日数です。

※3 補助額を、各補助対象利用者(返還を行った者)ごとに算定し合計した額が、クラブへの補助額となります。(百円未満切り捨て)

【留意事項】

- ① 補助額の計算は、別紙の参考様式「利用者別返還額報告書」を利用して計算をしてください。この様式には、計算式が入力されていますので、補助対象となる返還額を確認できます。
- ② 「利用者別返還額報告書」は、補助金の実績報告の際に提出をしていただきます。
- ③ 日額保育料の上限は、500円です。算定した額が500円を超えた場合で、それ以上の額を返還した場合の費用は、各運営主体の負担となりますので、ご注意ください。

≪日割り返還額の計算方法の例≫

【例1 各月一律の月額料金 11,000 円の場合】

＜月額保育料の算定＞

「月額料金」：11,000 円 － うち「おやつ代」：1,000 円 ＝ ①月額保育料：10,000 円

➡① 月額保育料は、「10,000 円」とする。

＜利用予定日数の算定＞

月曜日から金曜日まで利用することが入会・継続利用申込み時等に決めた利用予定日である場合、

➡② 利用予定日数は、4月：21日 5月：18日 6月：22日 となる。

＜日割保育料の算定＞

「10,000 円」を各月の利用予定日数で割る。

➡③ 日額保育料は、4月：476円 5月：555円 6月：454円 となる。

＜日割返還額の算定＞

日額返還額は、③と補助上限額の 500 円を比較し、少ない方の額となることから、

➡④ 日額返還額は、4月：476円 5月：500円 6月：454円 となる。

【例2 各月の利用予定日数に応じて保育料が設定される場合】

＜利用予定日数の算定＞

各月の利用予定日数とする。この場合、クラブと利用者において予定していた各月の利用日数である。

➡② 利用予定日数は、4月：21日 5月：18日 6月：22日

＜月額保育料の算定＞

4月：「月額料金」14,600 円（21日利用）－ うち「おやつ代」2,000 円＝ ①月額保育料 12,600 円

5月：「月額料金」12,800 円（18日利用）－ うち「おやつ代」2,000 円＝ ①月額保育料 10,800 円

6月：「月額料金」15,200 円（22日利用）－ うち「おやつ代」2,000 円＝ ①月額保育料 13,200 円

＜日割保育料の算定＞

各月の「月額利用料」を各月の「利用予定日数」で割る。

➡③ 日額保育料は、4月：600円 5月：600円 6月：600円 となる。

＜日割返還額の算定＞

日額返還額は、③と補助上限額の 500 円を比較し、少ない方の額となることから、

➡④ 日額返還額は、4月：500円 5月：500円 6月：500円 となる。

7 補助金申請手続き

補助金交付申請は、提出期限を2回に分けて設定しています。

第1期の提出期限:令和2年6月5日(金)【消印有効】

第2期の提出期限:令和2年6月19日(金)【消印有効】

各回の締切日までに提出された申請書を審査のうえ、下記の実施スケジュールを目安に交付決定や概算金額の支払いを行います。

《実施スケジュール》

	第1期	第2期
補助金交付申請締切	6月5日(金)【消印有効】	6月19日(金)【消印有効】
交付決定	6月15日頃	7月3日頃
概算額の支払い	6月30日頃	7月17日頃
実績報告	8月下旬頃からを予定	

申請時の提出書類について

次の①・②の書類を、クラブごとに作成して、提出してください。

複数のクラブを運営している場合は、必ずクラブごとに申請書を作成(クリップ留め)して、一つの封筒で、提出してください。

作成にあたっては、12 ページの記載例を参照のうえ、書類を作成してください。

① 補助金交付申請書 (第1号様式)

利用者への返還を迅速に行うため、概算額を交付申請してください。

交付申請書に記載する項目のうち、以下の項目については、次のとおり記載をしてください。

「補助対象期間」 → 令和2年4月8日～令和2年6月14日

「算出根拠」

・日額利用料 → 500円

・補助対象期間内の開所日数 → 54日

・補助対象児童数

→ 各クラブで補助対象(返還対象とする利用者)となる人数を確認して記載

② 請求書 (第10号様式)

請求額は、交付申請書に記載する「申請額」と同じ金額を記載してください。

記載にあたっては、13 ページの記載例を参照してください。

書類の送付について

本補助金の交付申請は、郵送で受付を行いますので、下記の受付先に書類を送付してください。

《複数の事業所を運営している事業者の申請書類の提出について》

必ず事業所毎に申請書を作成(クリップ留め)して、一つの封筒で、送付してください。

その際、封筒の表面に「事業所△か所在中」と記載してください。

申請書の郵送先

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
横浜市 こども青少年局 放課後児童育成課
利用料返還補助事業担当

8 請求書の提出

請求書については、事務を迅速に行うため、上記7の補助金交付申請書と同時に提出をしてください。

本市で補助金交付申請書を受理して内容を審査し、補助金交付決定をした時点で、提出された請求書を有効なものとして受理し、支払い手続きを行います。

書類の作成にあたっては、13 ページの記載例を参照してください。

9 補助金交付決定

提出された補助金交付申請書を審査し、「補助金交付決定通知書」を交付申請書に記載されている住所に送付しますので、内容をご確認ください。

なお、補助金交付決定通知書は、大切に保管してください。

10 利用者への利用料返還

横浜市の要請等によりクラブの利用を自粛[※]した利用者に対して、利用料を返還してください。

※ 「利用を自粛した」とは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 本市からクラブの利用を控えるよう文書でお願いしたことによって、利用しなかった場合
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、クラブを休止したことによって利用ができなかった場合

返還額の確認

補助対象期間、補助対象経費、補助額及び返還額の計算方法の考え方(3~5ページ参照)を確認のうえ、対象の利用者に返還する金額を確認してください。

返還の方法

交付された補助金をもとに、対象の利用者に利用料の返還を行ってください。

また、クラブの状況によって、毎月の利用料の徴収の際に、利用料の徴収と返還での相殺が可能な場合等は、本市からの補助金の交付を待たずに、利用料返還の対応を進めていただいて構いません。

なお、補助金の手続きより前に、既に返還している場合は、返還額に係る「保護者申立書兼受領書」を保護者に提出をお願いしてください(次ページ参照)

返還にあたっては、返還額を利用者とクラブの双方で確認のうえ、対象の利用者に利用料を返還してください。

本補助金には、振込手数料は含まれていません。対象の利用者の銀行口座に振込む場合の手数料は、本市から交付している基本運営費の補助金を利用してください。

保護者申立書兼受領書の受理

対象となる利用者に「保護者申立書及び受領書（参考様式）」を記載してもらい、クラブに提出するよう依頼をしてください。提出された「保護者申立書兼受領書」はクラブで保管し、実績報告の際に写し（コピー）を提出してください。

なお、利用者が記載する項目の中で、返還方法は①か②によってチェックする欄が異なります。

①クラブから利用者に現金や銀行口座への振り込みによって返還した場合は、

「 上記金額を正に受領いたしました。」

にチェックをしてください。

②利用自粛している方の利用料の徴収を停止しており、本市からの補助金を利用者から徴収する利用料の一部にあてる場合は、

「 運営主体が上記受領金額のうち _____ を代理受領することについて同意いたしました。」

にチェックをしてください。

11 実績報告 【8月以降（詳細は別途改めましてお知らせします。）】

利用料の返還の完了後、補助金の実績報告を行います。

実績報告の際は、「①実績報告書」に「②補助対象者別返還額報告書」、「③保護者申立書兼受領書」及び「④各補助対象者の月額利用料がわかる書類」を添付してご提出いただく予定です。

なお、詳細な手続きについては、後日お知らせいたします。

① 実績報告書	事業の完了後、補助実績額をご報告いただくため、「実績報告書（第8号様式）」をご提出していただきます。
② 補助対象者別返還額報告書	①の実績額の内訳として、利用者ごとの返還額を報告していただきます。
③ 保護者申立書及び受領書	利用料返還について、保護者からの申し立ての状況と返還状況を確認するために提出をしていただきます。 原本は、各事業所で保管し、実績報告の際には写し（コピー）を提出してください。

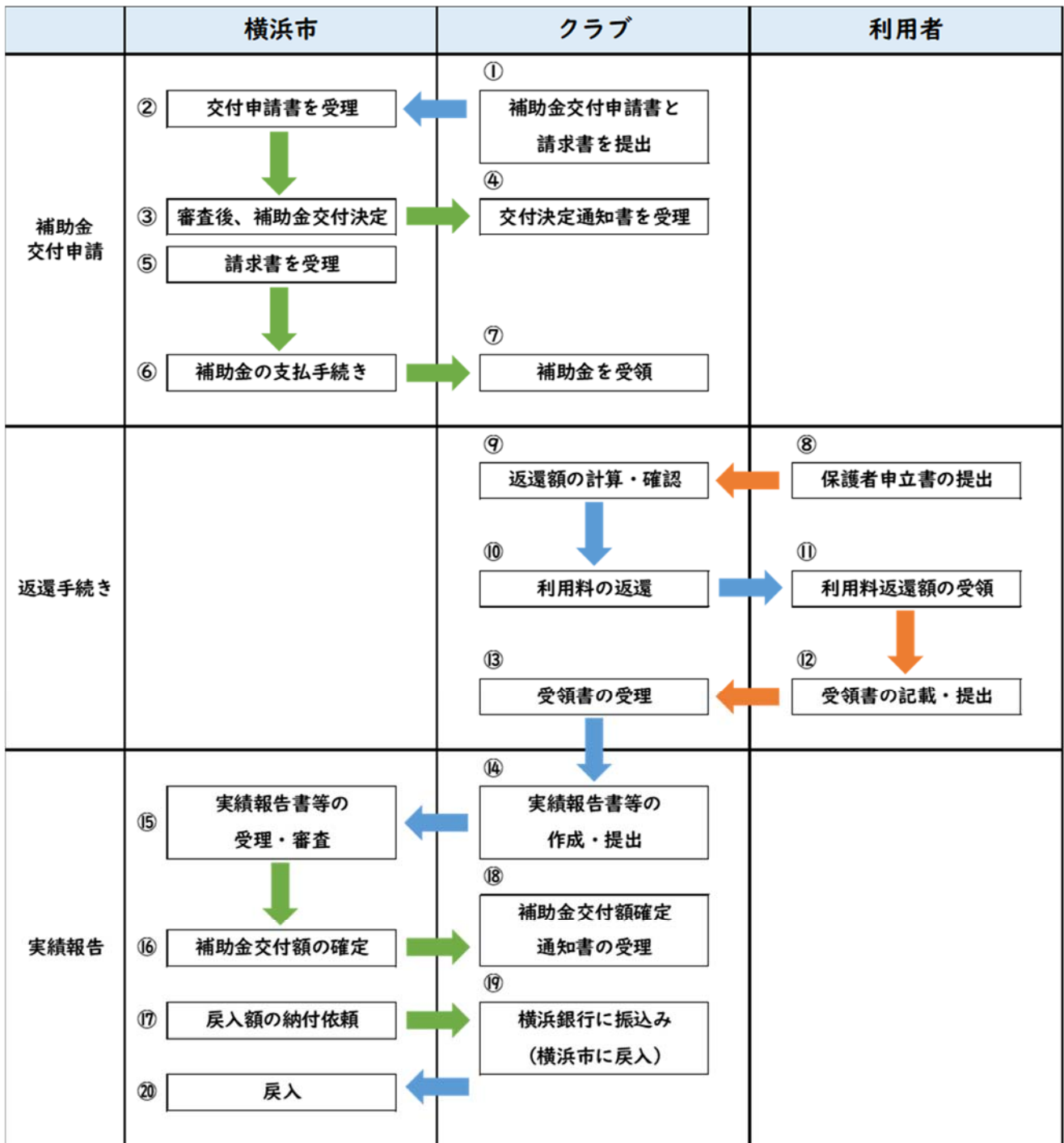
12 補助金額確定通知書 【9月以降（詳細は別途改めましてお知らせします。）】

実績内容を確認させていただき、最終的な補助金の交付額を決定し、補助金額確定通知書を送付します。

13 戻入金の納付依頼 【9月以降（詳細は別途改めてお知らせします。）】

補助金は概算額で交付しているため、実績報告後、交付額と確定額の差額を戻入していただきます。

I 利用料返還の流れ



II 記載例

【交付申請書（第1号様式）】

(申請先)
横浜市長

提出日をご記入ください。

【参考：交付申請締切】

第1期：6月5日（金）

第2期：6月19日（金）

第1号様式（第7条第1項関係）

令和2年6月4日

(申請者)

所在地 **横浜市中区中町1-1**

団体名 **〇〇学童クラブ運営委員会**

代表者職氏名 **運営委員長 西野 泉**

クラブ名 **〇〇学童クラブ**

代表
者印

横浜市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還補助金 交付申請書

横浜市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還補助金交付要綱に基づき、横浜市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

『令和2年4月8日～令和2年6月14日』と記載してください。

1 補助対象期間 令和2年4月8日～令和2年6月14日

2 申請額 810,000 円

「3 算出根拠」の「申請額」と同じ金額を記入してください。

3 算出根拠

『500円』と記載してください。

利用料の返還を行う児童数を記載してください。

日額利用料	×	補助対象期間内の 開所日数	×	補助対象児童数	=	申請額
500 円		54 日		30 人		810,000 円

『54日』と記載してください。

『500円×54日×補助対象児童数』の金額を
記載してください。

【請求書（第10号様式）】

第10号様式（第14条関係）

請求書番号	1001
指定者コード	9999-9

横浜市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還補助金

請求書

交付申請書（第1号様式）の「申請額」と同じ金額を記載してください。

¥ 810,000 —

横浜市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還補助金交付要綱第14条の規定に基づき、上記金額を請求

第1期で提出される場合は『令和2年6月15日』、
第2期で提出される場合は『令和2年7月3日』と記載してください。

令和2年 6月 15日

(請求先)
横浜市長

(請求者)
所在地 **横浜市中区中町1-1**

団体名 **〇〇学童クラブ運営委員会**

『令和2年4月8日～令和2年6月14日』と記載してください。

代表者職氏名 **運営委員長 西野 泉**
クラブ名 **〇〇学童クラブ**

代表者印

1 補助対象期間 令和2年 4月 8日 ～ 令和2年 6月 14日

2 振込先

金融機関等の名称	こども銀行 放課後支店
預金種別及び口座番号	普通預金 ・ 当座預金 No. 0012345
(フリガナ) 口座名義人	〇〇ガクドクラブ ウエインカイ ウエインチョウ ニシノ イズミ 〇〇学童クラブ運営委員会 運営委員長 西野 泉

※ 請求書（代表者氏名）と口座名義人が異なる場合は、下欄に記入・押印をお願いします。

上記振込先口座に補助金を振り込み下さい。

代表者職氏名 _____ (印)
口座名義人氏名 _____ [クラブでの役割: _____]
口座名義人住所 _____

【補助対象者別返還額報告書（参考様式）】

(参考様式)

補助対象者別返還額報告書

クラブ名： AA学童クラブ

No.	児童氏名	対象月	①月額保育料		②利用予定日数 ※左記①に含まれる利用予定日数を記載	③日額保育料 (①/②)	④日額返還額 (③と上限500円を比較し少ない方の額)	⑤利用自粛日数 ※利用予定日に利用しなかった日数を記載	⑥各月の返還額 (④×⑤)	返還額合計
			月額料金	※うち、実費徴収分(おやつ代・教材費等)						
1	○○ ○○	4月	11,000円	1,000円	10,000円	21日	日額 476円	18日	8,568円	21,108円
		5月	11,000円	1,000円	10,000円	18日	日額 555円	16日	8,000円	
		6月	11,000円	1,000円	10,000円	22日	日額 454円	10日	4,540円	
2	□□ △△	4月	15,000円	1,500円	13,500円	25日	日額 540円	20日	10,000円	22,500円
		5月	15,000円	1,500円	13,500円	25日	日額 540円	20日	10,000円	
		6月	15,000円	1,500円	13,500円	25日	日額 540円	5日	2,500円	
3	○○ ○○	4月	10,000円	2,000円	8,000円	21日	日額 380円	13日	4,940円	11,440円
		5月	12,000円	2,000円	10,000円	18日	日額 555円	13日	6,500円	
		6月	11,500円	2,000円	9,500円	22日	日額 431円	0日	0円	
4	□□ △△	4月	14,600円	2,000円	12,600円	21日	日額 600円	21日	10,500円	24,500円
		5月	12,800円	2,000円	10,800円	18日	日額 600円	18日	9,000円	
		6月	15,200円	2,000円	13,200円	22日	日額 600円	10日	5,000円	
5		4月			0円		日額 500円		0円	0円
		5月			0円		日額 500円		0円	
		6月			0円		日額 500円		0円	
6		4月					500円		0円	0円
		5月					500円		0円	
		6月					500円		0円	
7		4月					500円		0円	0円
		5月					500円		0円	
		6月					500円		0円	
8		4月					500円		0円	0円
		5月					500円		0円	
		6月			0円		日額 500円		0円	
9		4月			0円		日額 500円		0円	0円
		5月			0円		日額 500円		0円	
		6月			0円		日額 500円		0円	
10		4月					500円		0円	0円
		5月					500円		0円	
		6月					500円		0円	
11		4月					500円		0円	0円
		5月					500円		0円	
		6月					500円		0円	
12		4月					500円		0円	0円
		5月					500円		0円	
		6月					500円		0円	
13		4月					500円		0円	0円
		5月					500円		0円	
		6月					500円		0円	
14		4月					500円		0円	0円
		5月					500円		0円	
		6月					500円		0円	
15		4月			0円		日額 500円		0円	0円
		5月			0円		日額 500円		0円	
		6月			0円		日額 500円		0円	

「月額料金」欄
「※うち、実費徴収分」欄は、
通常どおり利用する場合の金額
を記載

入会・継続利用申込み時や当初
決めた、**月全体(各月1日~末日)**
の利用予定日(新型コロナウイルスの影響を考慮しないもの)
を記載

「②利用予定日数」
のうち、横浜市の自
粛要請等により利用
をしなかった日数を
記載

※1【日額保育料】

補助対象期間(4月8日~6月14日)の各月ごとに、以下のとおり算定します。

①「月額保育料(実費分除く)」÷②利用予定日数=③日額保育料(上限500円)

- ▶ 「①月額保育料」は、新型コロナウイルス感染症等の影響は考慮せず、通常どおり利用する場合の金額となります。
なお、各種減免を適用している場合は、減免後の金額としてください
- ▶ 「②利用予定日数」は、入会・継続利用申込み時等に決めた利用予定日となります。

※2【利用自粛等により利用しなかった日数】

「②利用予定日数」のうち、横浜市の自粛要請等により利用しなかった日数です。

※3 補助額を、各補助対象利用者(返還を行った者)ごとに算定し合計した額が、クラブへの補助額となります。(百円未満切り捨て)

合計 79,500円

Ⅲ FAQ（よくあるご質問）

	質問	回答
1	なぜ補助額は、500 円が上限なのか。	本補助金は、国の財政支援策に沿って行います。国の基準の上限額が 500 円のため、本市においても日額 500 円を上限に返還を行います。
2	3 月や 4 月 1 日から 7 日の間もクラブを利用していないが、その間の利用料は返還されないのか。	4 月 7 日以前は、本市から利用自粛の要請期間前のため、補助対象外となります。利用者への返還は、各運営主体のご判断で対応してください。
3	クラブから利用者に返還する際は、利用者の銀行口座に振込む予定である。この分の振込手数料は、クラブが負担をするのか。	振込手数料については、本補助金の対象ではありません。本市から交付している基本運営費の補助金を利用してください。
4	月額料金は、「保育料」「実費分」という費目分けをしていない。この場合は、どのようにして返還額を算定すれば良いか。	本補助金の算出にあたり新たに算定してください。 本補助金において「保育料」は、支援員等の人件費や管理運営費等、通常の事業経費に充てるものとして徴収するものと整理してください。 「実費分」は、おやつ代や教材費等、一般的に実際にかかった費用のみを保護者に求めるものと整理してください。
5	おやつ代等の実費部分は、別途日額形式で徴収している。この場合でも、横浜市の様式に記載する必要はあるか。	元々徴収している月額料金が保育料のみである場合には、実費分を記載する必要はありません。
6	利用を自粛している利用者の 4 月分と 5 月分の利用料を徴収していない場合、本補助金の対象になるのか。 また、その場合「保護者申立書兼受領書」は、利用者からもらう必要があるのか。	対象になります。ただし、4 月 1 日から 7 日は、利用自粛を要請していないため、補助対象とはなりません。 また、利用料を徴収していない場合でも、「保護者申立書兼受領書」は、補助金の実績報告の際に必要な書類ですので、利用者から書類を提出してもらってください。
7	月額利用料が 20,000 円である。利用者に返還するのは、補助金の上限額までで良いか。上乗せをして、利用料の全額を返還しなければならないか。	利用料については、各クラブにおいて設定していただいております。補助額より多く返還することに関しては、各クラブにてご検討ください。

8	<p>【6月2日追加】 日額保育料の算定において、4月と6月の「②利用予定日数」は、対象期間（4月1日～7日、6月1日～14日）のみの日数をカウントするのか。</p>	<p>「②利用予定日数」には、4月1日～7日、6月1日～14日を含む各月全体（各月1日～末日）の日数のうち、入会・継続申込時等に決めた利用予定日をカウントします。</p>
9	<p>【6月2日追加】 日額保育料の算定において、4月8日～6月14日の間において月額料金を減額していた場合、「①月額料金」については減額前の額を適用することはできるのか</p>	<p>減額後の月額料金にて算定してください。 「①月額料金」は実際に適用されている額です。</p>
10	<p>【6月2日追加】 当クラブには、期間中を通して休会した児童と、週に数日だけ利用を控えた児童がいる。交付申請書（第1号様式）に記載する「補助対象児童数」はどのように算定すれば良いか。</p>	<p>期間中において1日でも利用しなかった方の人数をカウントし記載してください。</p>